

第51号議案

鳥根県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、省令の定めるところを参酌して、知事が設置する標識の寸法について必要な事項を定めるものとする。

(指定猟法禁止区域等の標識の寸法)

第2条 次に掲げる標識の寸法は、規則で定める。

- (1) 法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める指定猟法禁止区域の標識の寸法
- (2) 法第28条第9項において準用する法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める鳥獣保護区の標識の寸法
- (3) 法第29条第4項において準用する法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める特別保護地区の標識の寸法
- (4) 法第34条第7項の規定により条例で定める休猟区の標識の寸法
- (5) 法第35条第12項において準用する法第34条第7項の規定により条例で定める特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の標識の寸法
- (6) 省令第37条第2項ただし書の規定により条例で定める特別保護指定区域の標識の寸法

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。